
平成 20 年度 省 エ ネ 法 改 正

国は地球温暖化対策の一層の推進のため、大幅にエネルギー消費量が増加している業務・家庭部門における対策強化が必要として昨年省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)）の改正案を国会に提出し、5 月に国会で可決成立、公布しました。その後、政省令の整備を経て、平成 22 年 4 月 1 日から施行される予定ですが、施行前の平成 21 年 4 月から 1 年間エネルギー使用量の計測・記録が必要となります。

今回その改正概要、特に産業部門に関連する業務部門を中心に紹介します。

1. 改正の目的：

大幅にエネルギー使用量が増加している民生（業務・家庭）部門における省エネ対策の強化。

2. 改正の主なポイント：

- (1) 業務部門等に係る省エネ対策の強化
- (2) 住宅・建築物に係る省エネ対策の強化

3. 「業務部門等に係る省エネ対策の強化」の内容

(1) 指定基準の改正

定期報告書・中長期計画書等の提出義務

改正前：工場・事業場単位で年間の合計エネルギー使用量（原油換算値）が 3,000kl 以上は第一種エネルギー管理指定工場、同 1,500kl 以上は第二種エネルギー管理指定工場として提出が義務付けられていた。即ち法律上 1,500kl 未満の工場・事業所の報告義務はなかった。

↓

改正後：企業単位で年間の合計エネルギー使用量（原油換算値）が 1,500kl 以上を特定事業者又は特定連鎖化事業者とし提出が義務となった。即ち、企業における個々の工場、事業所、営業所などが 1,500kl 未満であってもその合計が 1,500kl 以上であれば報告書等の提出義務が課せられる。

届け出なかった場合や虚偽の届けを出した場合 50 万円以下の罰金。

(2) エネルギー管理統括者等の創設

特定事業者及び特定連鎖化事業者は、エネルギー管理統括者（企業の事業

経営に発言権を持つ役員クラスの者など)とエネルギー管理企画推進者(エネルギー管理統括を実務面で補佐する者で、エネルギー管理講習修了者又はエネルギー管理士から選任しなければならない)をそれぞれ1名選任し、企業全体としてのエネルギー管理体制を推進する義務が設けられた。

(3) エネルギー使用量データの記録と届け出先(エネルギー使用状況届の提出)

算定期間：平成21年4月から平成22年3月までの1年間。

(以後、届け出の必要な企業は毎年算定することになります)

使用量の把握

使用した燃料・熱・ガス・電気ごとに全社の使用量を集計しそれぞれの換算係数を乗じて熱量(GJ(ギガジュール))を求めた後合計して年間に使用したエネルギー量(熱量合計、GJ)を求める。この熱量合計に原油換算係数0.0258(原油換算kl/GJ)を乗じて年間のエネルギー使用量(原油換算kl)を求める。

*集計用簡易ツール：http://www.eccj.or.jp/law06/xls/07_01.xls

届け出先及び届け出時期

上記で算定した結果1,500kl以上であれば、「エネルギー使用状況届出書」を平成22年度に管轄の経済産業局へ提出する。

4. 「住宅・建築物に係る省エネ対策の強化」の内容

(1) 改正点

改正前：大規模な住宅・建築物(2,000㎡以上)の建築をしようとする者等に対し、省エネルギーの取組に関する届出を提出する義務。

↓
改正後：大規模な住宅・建築物に係る担保措置の強化(指示、公表に加えて命令を導入)

一定の中小規模の住宅・建築物も届出義務等の対象に追加
住宅を建築し販売しようとする事業者に対し、住宅の省エネの向上を促す措置を導入(多数の住宅を建築・販売する者には、勧告、命令等による担保)

住宅・建築物の省エネルギー性能の表示を推進。

これらにより家庭・業務部門における省エネルギー対策を強化。

改正省エネ法に関する問い合わせ先：

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課

TEL 03-3501-9726 FAX 03-3580-8439

以上